

# 第2期 高山村

地域福祉計画・地域福祉活動計画

自殺対策推進計画・成年後見制度利用促進計画



はじめに



わが国においては、少子化高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題（認知症をはじめとする介護負担や育児と介護を同時に行う必要があるダブルケアの状況、8050問題等）等、地域における様々な生活問題が多く発生しています。

高齢者、障害のある人、こども等、誰もが安心して生き生きと暮らしていけるようになるためには、他人ごとになりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていくことが重要であると考えられます。

地域の中での課題解決に取り組んでいくため、関係機関等のつながりを深め、地域における活動の輪を広げていくことも、地域福祉の推進に向けて大切となってきます。

このような活動を推進するための体制整備や、既存の制度では対応しきれない複合化・複雑化した課題に対し、関係機関が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力しながら縦割りではなく「横断的に」対応していく必要があります。

こうした情勢を踏まえ、本村の地域福祉を計画的に推進すべく、このたび令和6年度から5年間を計画期間とする「高山村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の推進を通じて、「思いやりあふれるむらづくり」を実現すべく、地域における支え合い活動の輪を広げ、住民の皆様一人ひとりをはじめ、地域福祉活動をされている皆様・団体、福祉事業者、高山村社会福祉協議会などとともに協働して、地域ぐるみの福祉を創ってまいりますので、皆様の格別の御理解、御協力と更なる積極的な参加をお願いいたします。

令和6年3月

高山村長 後藤 幸三

ごあいさつ



地域住民の多様な生活課題は、家族や、向こう三軒両隣という言葉に代表される隣近所、地域の助け合いによって解決されていた側面がありましたが、高齢者世帯の増加や世帯の小規模化、地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下等により、地域の相互扶助力が低下している状況です。

本村においても、こうした中、地域における福祉課題も複雑化・多様化しており、公的サービスだけでは対応できない様々な福祉課題が増加しております。これらの課題を解決するには、住民相互のコミュニケーションを活性化し、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めることが必要です。

高山村社会福祉協議会では、村が掲げる「思いやりあふれるむらづくり」の基本理念に沿い、将来にわたり「住みやすい地域」の実現のため、行政と連携して「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

高山村社会福祉協議会では、この計画に基づき、地域福祉活動の推進に努めてまいりますので、皆様の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月  
社会福祉法人 高山村社会福祉協議会  
会長 野上 創造

# 目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画.....	1
1. 計画策定の概要.....	2
（1）計画策定の趣旨.....	2
（2）計画の位置づけと性格.....	4
①地域福祉計画.....	4
②地域福祉活動計画.....	5
③地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性.....	6
④他の計画との関係性.....	7
⑤国の動向.....	8
（3）計画策定の経過及び体制.....	10
（4）計画期間.....	10
2. 高山村の現状.....	11
（1）人口の状況.....	11
①年齢3区分別人口の推移.....	11
②人口ピラミッド.....	12
（2）高齢化の状況.....	13
①高齢者のみ世帯の推移.....	13
（3）障がい者の状況.....	14
①障がい別手帳発行数の推移.....	14
（4）要介護者等の状況.....	15
①要介護認定者数と認定率の推移.....	15
3. 計画の基本的な考え方.....	16
（1）計画の基本理念.....	16
（2）計画の基本目標.....	16
基本目標1 思いやりによる地域づくり.....	16
基本目標2 住民の幸せに貢献する福祉サービス体制づくり.....	16
基本目標3 すべての住民の安心を実現する体制づくり.....	16
（3）計画の体系と施策.....	17
（4）福祉圏域の設定.....	18

4. 具体的な取り組み.....	19
基本目標1 思いやりによる地域づくり.....	19
①自らの住む地域に積極的に関わり誰もが認め合う絆づくり.....	19
②福祉意識「いたわり合い」と「支え合い」の向上.....	22
③地域の中に自分の居場所確保.....	24
基本目標2 住民の幸せに貢献する福祉サービス体制づくり.....	25
①福祉サービスの情報提供.....	25
②総合的な相談体制の充実.....	26
③福祉サービスの質の向上.....	26
基本目標3 すべての住民の安心を実現する体制づくり.....	27
①子育て家庭への支援.....	27
②高齢者への支援.....	29
③障がい者への支援.....	31
④生活困窮者への支援.....	33
⑤災害等緊急時の安心の確保.....	34
第2章 自殺対策推進計画.....	36
1. 計画策定の趣旨等.....	37
(1) 計画策定の趣旨.....	37
(2) 計画の位置づけ.....	38
(3) 計画の期間.....	39
(4) 計画の数値目標.....	39
2. 本村の現状と課題.....	40
(1) 自殺者数の推移.....	40
(2) 年代別自殺者数.....	41
(3) 原因・動機別の自殺者数の推移.....	42
(4) 群馬県のプロフィール.....	43
(5) 本村の前計画の実施状況と課題.....	44
3. 計画の基本的な考え方.....	45
(1) 計画の基本方針.....	45
4. 基本施策.....	46
(1) 生きることの包括的な支援（地域におけるネットワークの強化）.....	46
(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開.....	46

(3) 対応の段階に応じた対策.....	47
(4) 実践と啓発を両輪として推進.....	47
5. 重点施策.....	48
(1) 無職者・失業者.....	48
(2) 高齢者.....	49
(3) 生活困窮者.....	50
(4) 子ども・若者.....	51
第3章 成年後見制度利用促進計画.....	53
1. 権利擁護を取り巻く現状.....	54
(1) 権利擁護サービスの必要性.....	54
(2) 成年後見制度とは.....	55
(3) 今後の権利擁護サービスを取りまく環境.....	56
2. わが国の動向.....	57
(1) 法律等の背景.....	57
(2) 成年後見制度利用促進基本計画.....	59
3. 本計画の期間について.....	60
4. 計画の体系.....	61
5. 推進施策.....	61
基本目標1 窓口の設置と周知.....	61
基本目標2 適切な制度運用のための体制整備.....	63
基本目標3 助成制度等利用促進のための支援の確保.....	64
第4章 計画の推進と進捗の管理.....	65
1. 計画の推進.....	66
2. 計画の進捗及び評価.....	67
(1) 計画の公表.....	67
(2) 計画の進捗及び評価.....	67
資料編.....	68
1. 村内の福祉拠点.....	69
2. 行政窓口一覧.....	70

# **第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画**

# 1. 計画策定の概要

## (1) 計画策定の趣旨

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

少子高齢化・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続の可能性を脅かす課題を抱えています。これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まっています。暮らしにおける人々とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより課題が深刻化するケースが増えています。

そこで、計画策定により、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域共生社会を再構築していくことが目標となります。

これらの課題解決のために、国では「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指しています。「我が事」とは、地域住民一人ひとりが身近な人の課題を「我が事」の様に捉えることであり、また「丸ごと」とは、複雑化・多様化している地域住民の課題に対し、「丸ごと」受け止められる場を作ると言う事です。これらを実現することで、地域住民の身近な課題を「互助」により解決し、地域住民自身では解決の難しい課題を、様々な福祉サービスを組み合わせることで解決することで、誰もが地域で自分らしく暮らしていける世の中の実現を目指すこととしています。

そのため、国では平成 30 年 4 月に社会福祉法を改正し、国および地方公共団体の責務として、地域福祉を行う関係機関や活動団体が健全に発達するよう支援することや、地域住民の参加を促すことを求めています。

一方、平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が広く「社会問題」として認識されるようになる中、平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、市町村にも自殺対策の計画策定が義務づけられることとなりました。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等により権利擁護支援へのニーズ



が高まっている中、国では、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

こうした社会情勢や国の同行を踏まえ、高山村では、地域共生社会の実現を目指すため、「地域福祉計画」・「自殺対策計画」・「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を行い、これら3つの計画を一本化し総合的に推進することとし、『高山村地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定しました。

## (2) 計画の位置づけと性格

### ①地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定されている、市町村の総合計画の福祉分野の事項をより具体的に定めた計画です。よって、計画策定にあたっては、「高山村第5次総合計画」の各項目と整合性を図る必要があります。

併せて、福祉分野の対象ごとに定められる、個別計画の上位に位置づけられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

社会福祉法の改正の外、本計画では以下の法律等を反映して策定しました。

#### (生活困窮者自立支援制度)

##### ■生活困窮者自立支援法 平成27年4月施行

生活保護に至る前に、総合的な支援を行うことで、国民の自立を促すための制度を定めた法律です。相談体制において、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携が重要である、と規定されました。

##### ■生活困窮者自立支援法 平成30年10月改正

本改正では、基本理念や定義を明確にし、生活困窮者と接する可能性のある部局（福祉・就労・教育・税務・住宅など）において制度の利用勧奨を行うことや、制度のより積極的な活用のために会議体を設置できることなどの改正が行われました。

## ②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の「社会福祉協議会」が、地域福祉を推進するために実施する事業を、計画的に定めたものです。

### 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に規定され、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

社会福祉法（平成 30 年 4 月改正分を含む）から抜粋

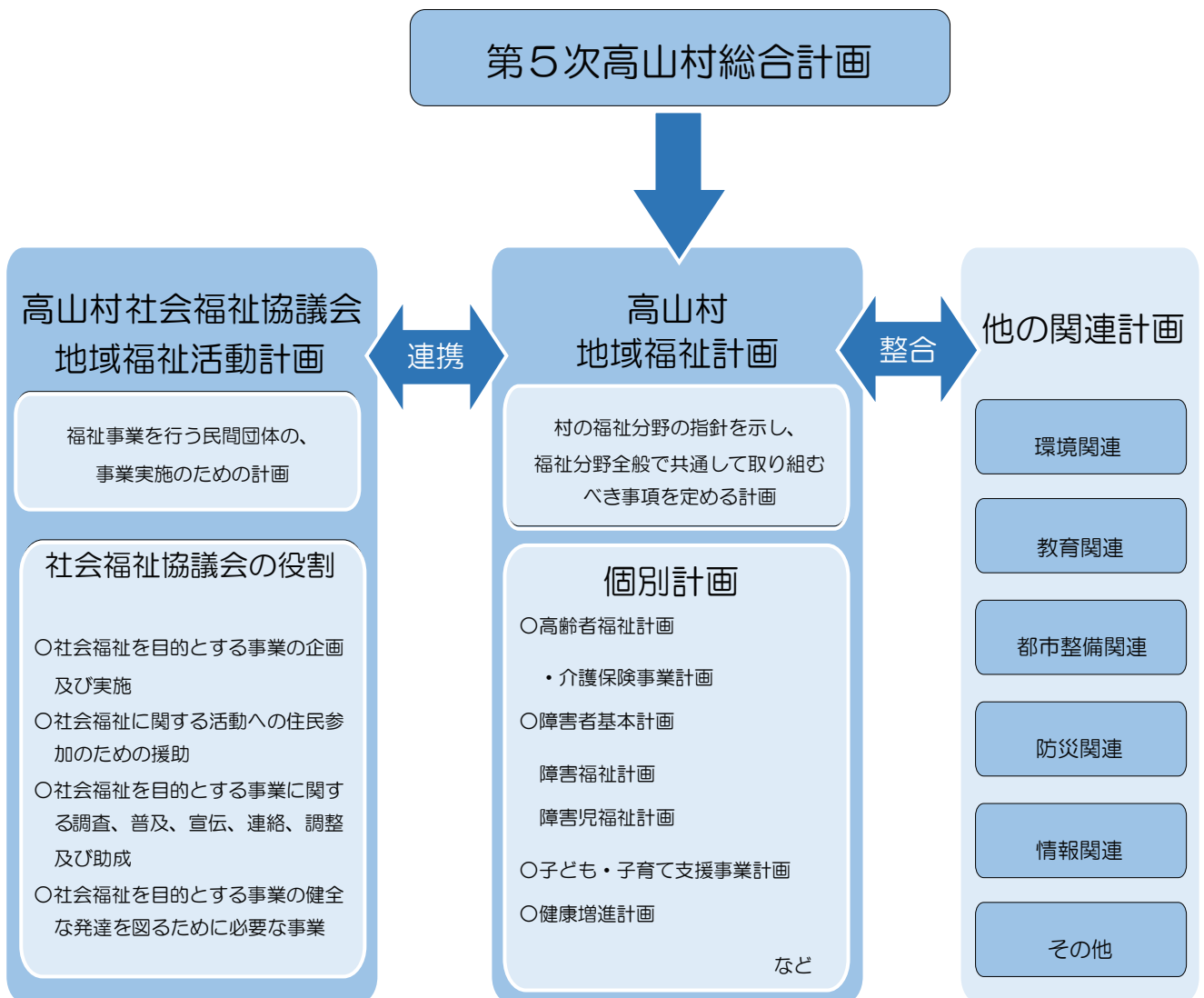
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

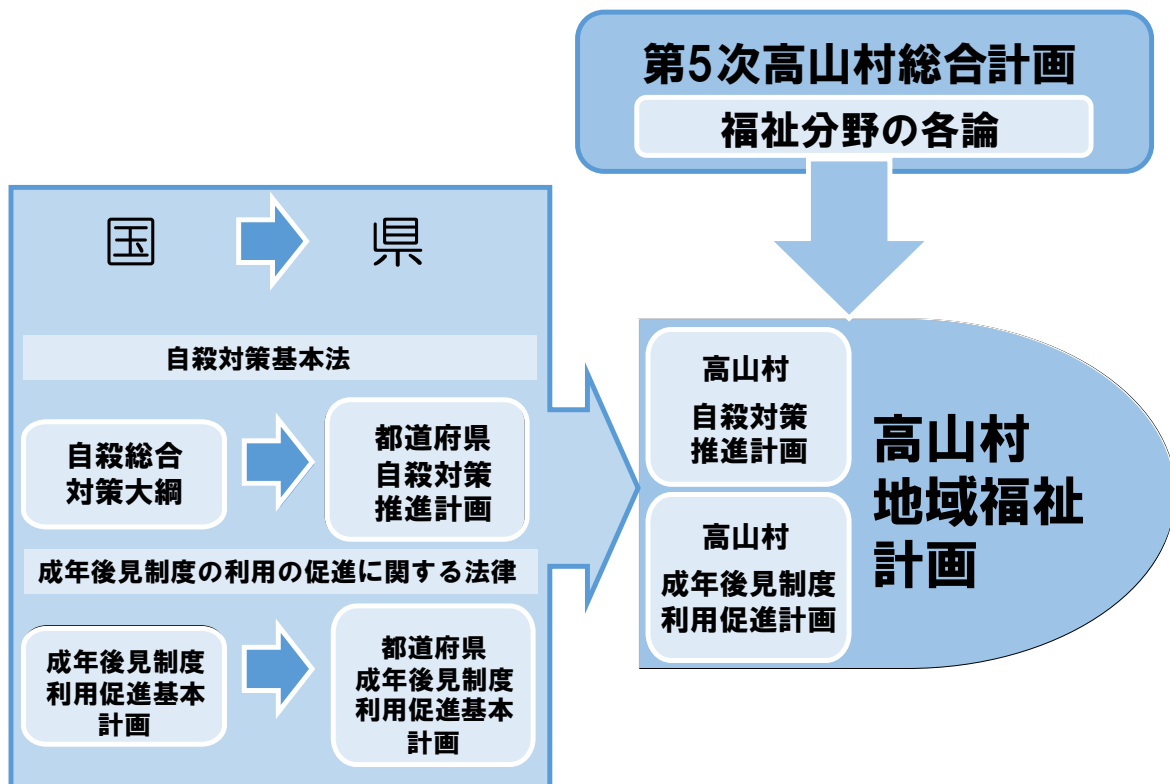
### ③地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域の福祉を推進することを目的としています。そのため、両計画が理念や目標を共有することで、事業実施の効率化や連携等を図ることができ、高山村の地域福祉がより推進されることから、「高山村地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的な計画策定を行いました。



#### ④他の計画との関係性

「自殺対策基本法」に規定されている「市町村自殺対策推進計画」及び、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定されている「市町村成年後見制度利用促進計画」は、対象者ごとの計画であり個別計画であると言えますが、対象者の抱える課題が複合的かつ複雑であるため、解決のためには様々な福祉サービスを複合的に提供する必要があることから、「地域福祉計画」と一体的に策定することで、効率が良く実効性の高い「自殺対策推進計画」「成年後見制度利用促進計画」とすることを図ります。



## ⑤国の動向

### ■『我が事・丸ごと』が目指す地域共生社会」とは

国から示された『我が事・丸ごと』が目指す地域共生社会について、わかりやすく言えば、「他人の困りごとを我が事としてとらえ、それを丸ごと受け止める」ということです。

人間関係の希薄化が進む一方、福祉を必要とする人が増え続ける中で、「支え手側」と「受け手側」という固定した役割分担を超え、住民がその人に応じた役割をもち、地域の支援機関・団体等とつながりながら、支え合うことで、これまで対応が難しかった「制度の狭間」のニーズやちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。

### ■自殺対策とは

平成10年以降、全国の自殺者数が毎年3万人を超える深刻な状況が続いていたことを受け、国では平成18年に「自殺対策基本法」を制定、さらに、平成28年に同法を改正しました。平成30年は2万840人で昭和56年以来37年ぶりに2万1,000人を下回りました。しかしながら、依然として2万人を超える方が自ら命を絶っており深刻な状況が続いています。また、日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は主要先進7カ国のなかで最も高くなっています。この法律では、政府が推進すべき自殺対策の指針として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが示され、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との連携を図った総合的な対策が求められています。

### ■成年後見制度とは

高齢社会の進展とともに、高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者のみの世帯、障がい者の子と高齢の親等の世帯が増える中で、このような人々が医療、介護、福祉等生活の基本となるサービスを適切に利用できない状況がないよう、地域で支えることが必要になってきています。

成年後見制度とは、このような判断能力が不十分で、本人の権利行使や権利を守り実現することが困難な人々に、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意志や尊厳を尊重し、本人の権利行使等を支援する制度のことです。

■国の動向 一覧

時期	国の動き	関連計画
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法の改正</li> <li>・介護保険法の施行</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律の施行</li> </ul>	地域福祉
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に係る法律（民法の一部を改正する法律等）の施行</li> </ul>	成年後見
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行</li> </ul>	地域福祉
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策基本法の施行</li> </ul>	自殺対策
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自殺総合対策大綱」が閣議決定</li> </ul>	自殺対策
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行</li> <li>・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行</li> <li>・厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」</li> <li>・社会保障・税の一体改革大綱決定</li> </ul>	地域福祉
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自殺総合対策大綱」の見直しの閣議決定（「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す）</li> </ul>	自殺対策
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書</li> <li>・健康日本21（第2次）計画策定</li> <li>・社会保障制度改革国民会議報告書</li> <li>・災害対策基本法の改正（被災者支援の充実ほか）</li> </ul>	地域福祉
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行</li> <li>・介護保険法の改正（地域支援事業の充実ほか）</li> </ul>	地域福祉
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援法の施行</li> </ul>	地域福祉
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行</li> <li>・地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告の公表（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）</li> </ul>	地域福祉
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策基本法の改正（市町村にも計画策定が義務付けられる）</li> </ul>	自殺対策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行</li> </ul>	成年後見
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法の一部改正により、地域共生社会実現に向けた取り組みを推進）</li> <li>・地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめ公表（社会福祉法 市町村における包括的な支援体制の構築ほか）</li> <li>・厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（社会福祉法改正の趣旨ほか）</li> </ul>	地域福祉
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自殺総合対策大綱」の見直し閣議決定（自殺の実態を踏まえた抜本的見直しほか）</li> </ul>	自殺対策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定</li> </ul>	成年後見
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正社会福祉法の施行</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）の施行</li> </ul>	地域福祉

令和元年	・地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）設置	地域福祉
令和2年	・地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布 ・社会福祉法改正（重層的支援体制整備事業の創設等について規定）	地域福祉
令和4年	・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定	成年後見
令和5年	・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布	地域福祉

### （3）計画策定の経過及び体制

本計画を高山村の実情にあった、実効性の高いものとするためには、住民の抱える生活課題、福祉課題、地域における身近な課題等を明らかにする必要があります。また、地域福祉を効率的に推進するためには、保健、福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、高山村社会福祉協議会等とも連携した取り組みが必要になります。

計画策定にあたっては、村民の皆様の実態把握と視点の取り入れのため、以下の方法にて情報収集を行いました。

#### ■第5次高山村総合計画 アンケート調査結果

### （4）計画期間

本計画は、2024年を始期とする5ヵ年計画とします。



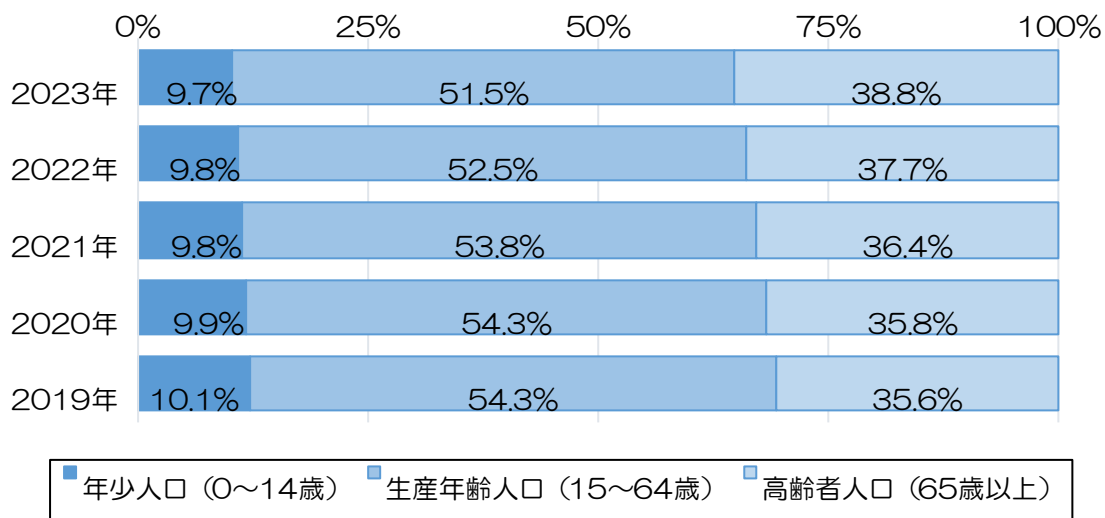


## 2. 高山村の現状

### (1) 人口の状況

#### ① 年齢3区分別人口の推移

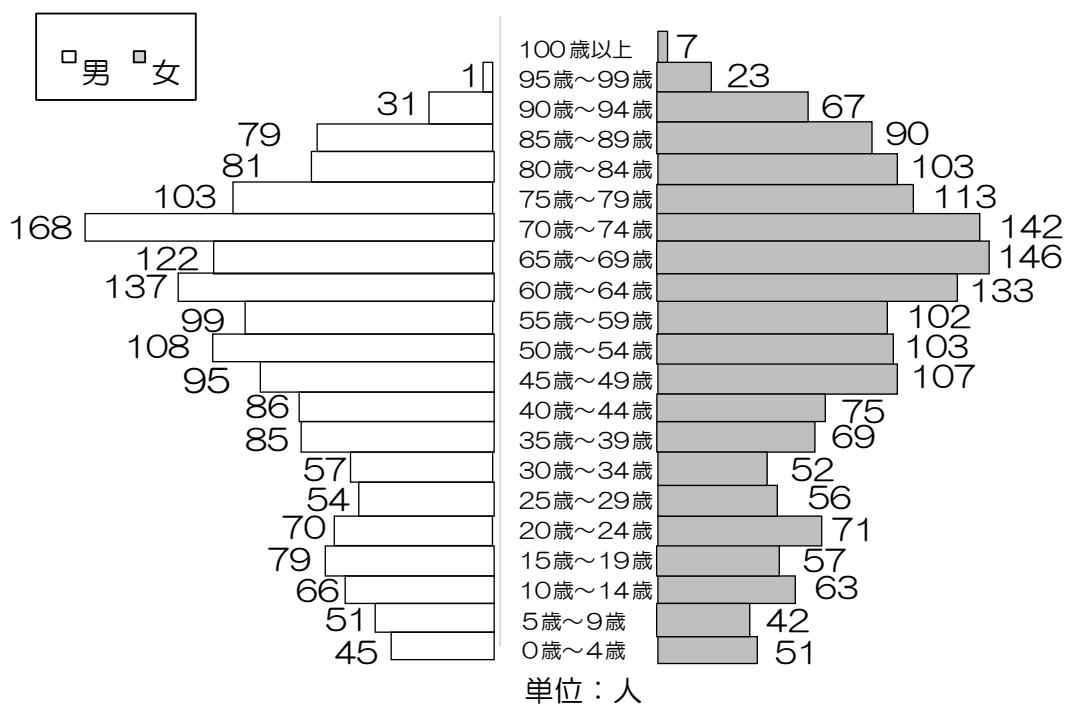
「高齢者人口」の割合が年々増加しており、住民の3人に1人以上が高齢者で少子高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

## ②人口ピラミッド

「男性」で「70歳～74歳」、「女性」で「65歳～69歳」が最も多くなっています。また、高齢者には女性が多いことがわかります。



出典：住民基本台帳（2023年4月1日現在）

## (2) 高齢化の状況

### ① 高齢者のみ世帯の推移

「高齢者単身世帯」と「高齢者夫婦のみ世帯」の推移を見ると、2015年からの5年間で、「高齢者単身世帯」は41世帯、「高齢者夫婦のみ世帯」では7世帯増加しました。割合で見ると、群馬県と国よりも「高齢者単身世帯」「高齢者夫婦のみ世帯」の割合は高くなっています。

高山村	2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	1,164	100.0%	1,165	100.0%
高齢者単身世帯	128	11.0%	169	14.5%
高齢者夫婦のみ世帯	175	15.0%	182	15.6%

群馬県	2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	772,014	100.0%	805,252	100.0%
高齢者単身世帯	79,885	10.3%	93,993	11.7%
高齢者夫婦のみ世帯	96,584	12.5%	103,437	12.8%

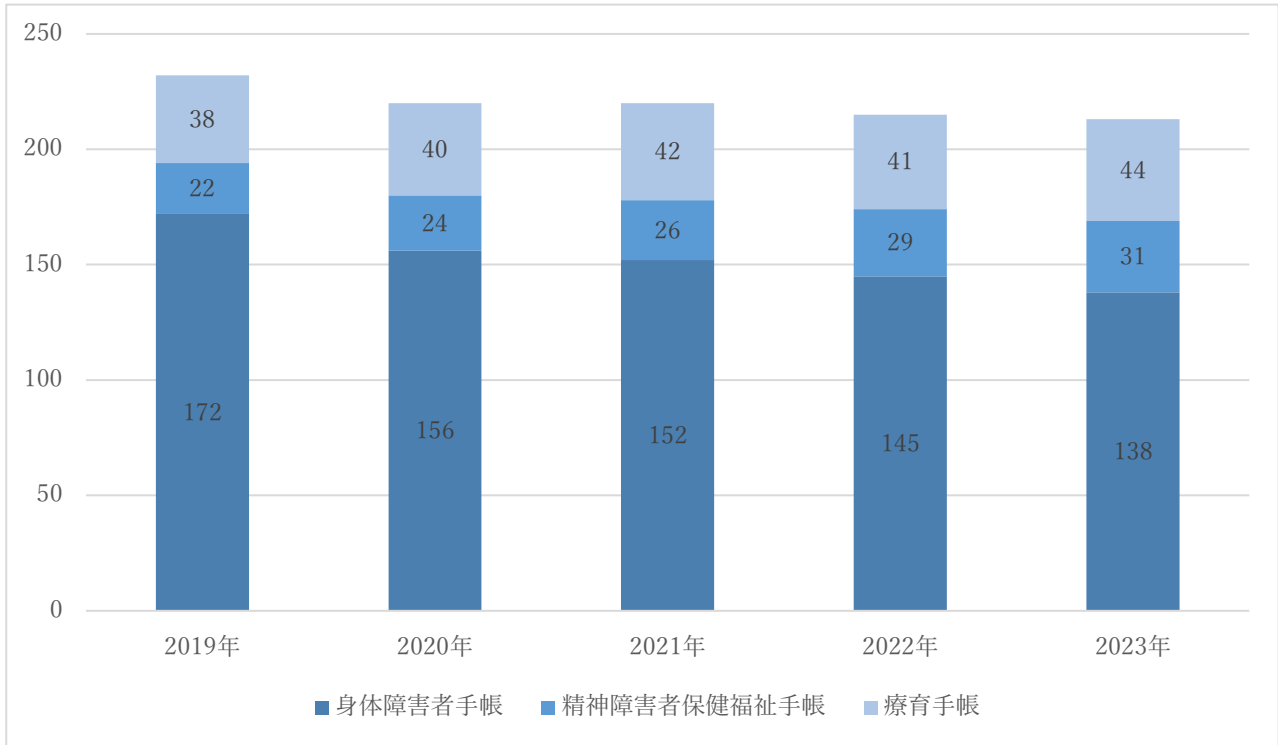
国	2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	53,331,797	100.0%	55,830,154	100.0%
高齢者単身世帯	5,927,686	11.1%	6,716,806	12.0%
高齢者夫婦のみ世帯	6,256,182	11.7%	6,533,895	11.7%

出典：国勢調査（各年10月1日）

### (3) 障がい者の状況

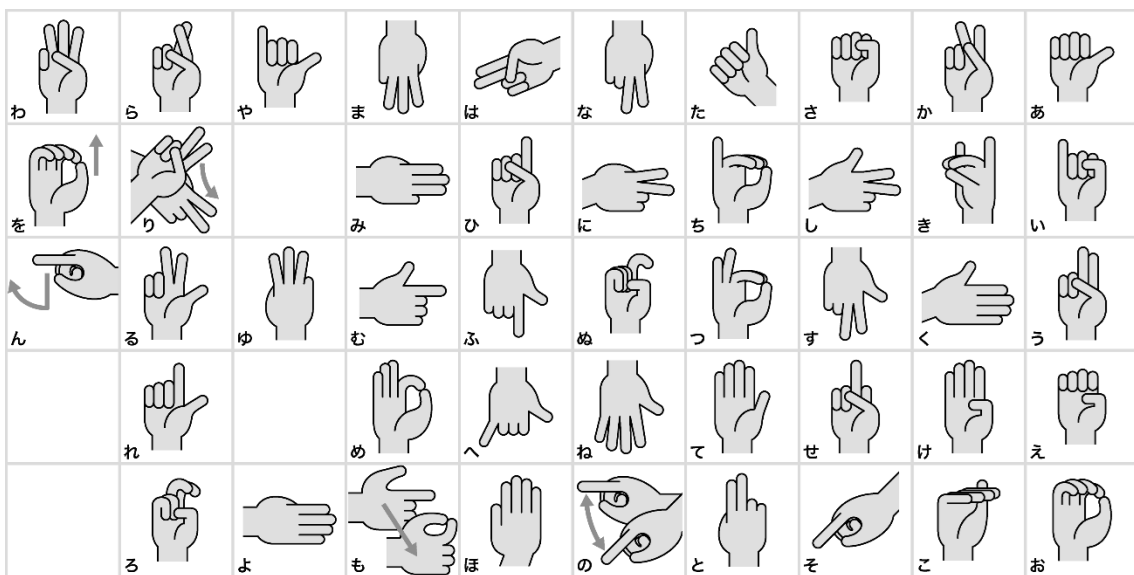
#### ①障がい別手帳発行数の推移

「身体障害者手帳」の所有者が多いことがわかります。



(各年4月1日)

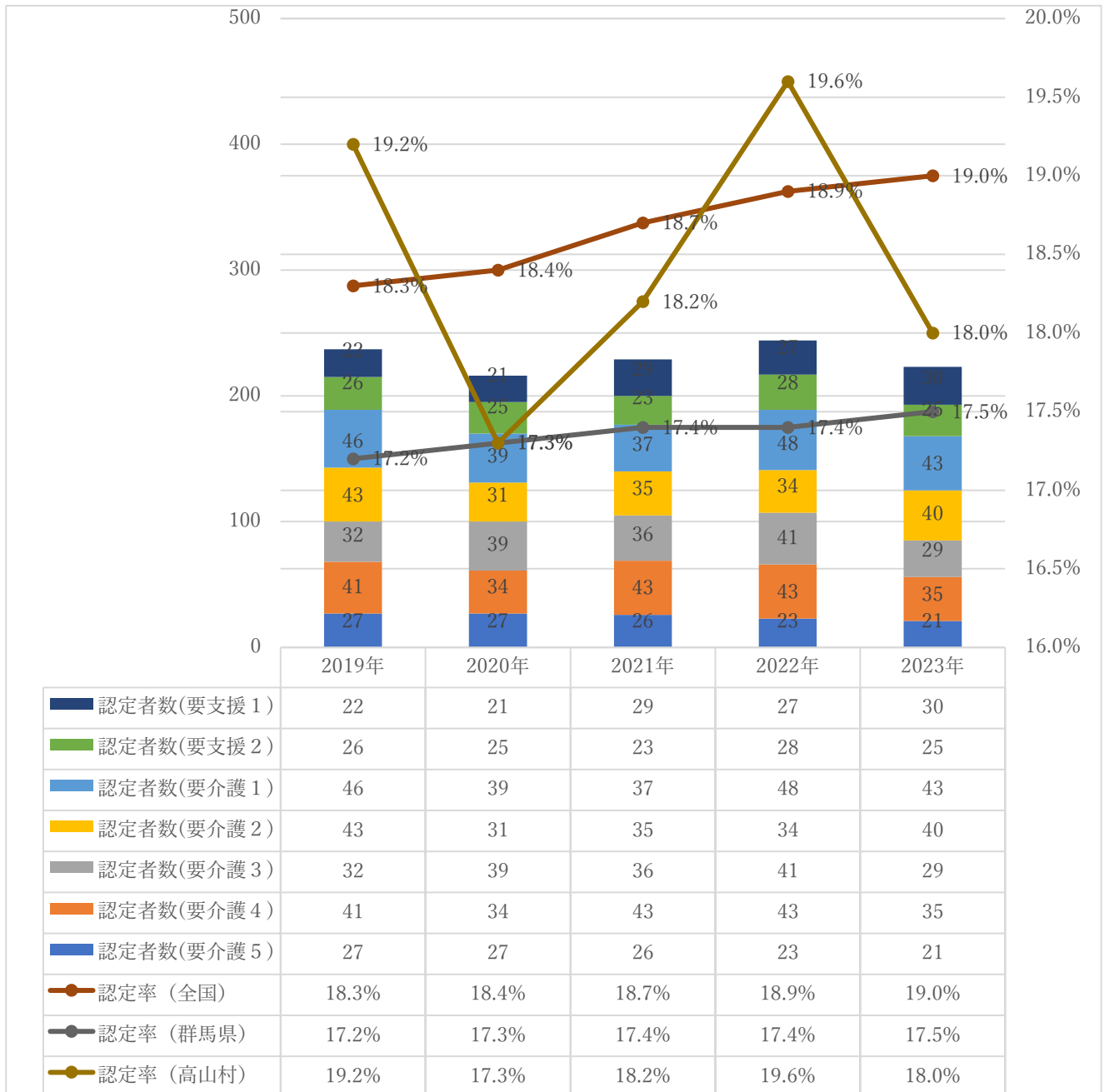
#### ☆手話で「あいうえお」☆



## (4) 要介護者等の状況

### ①要介護認定者数と認定率の推移

要介護認定者数の推移を見ると、年によってばらつきはありますが、横ばいの傾向であることがわかります。また、介護認定率の推移を見ると、県の認定率よりも高い状態ですが年によって国の認定率より大きく下回る年があります。



(各年4月1日)

### 3. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の基本理念

「地域福祉計画」とは、市町村の最上位計画である「総合計画」の、福祉分野の各論を示す計画です。また、「個別計画」と呼ばれる、子どもや高齢者・障がい者など対象ごとに策定される計画に対し、共通して持つべき理念を示すことで、個別計画と地域福祉を円滑に推進させる役割を持っています。

そのため、本計画の理念は「高山村が目指すべき福祉の未来像」であり、「第5次高山村総合計画」の考え方を基本として設定されることが望ましいと考えられます。そのため、「第5次高山村総合計画」の「第4章 施策の大綱」うち、「児童福祉」「高齢者福祉」「障害者福祉」を取り扱う「第3節」部分を継承し、「思いやりあふれるむらづくり」を本計画の理念とします。






## 【基本理念】

# 「思いやりあふれるむらづくり」

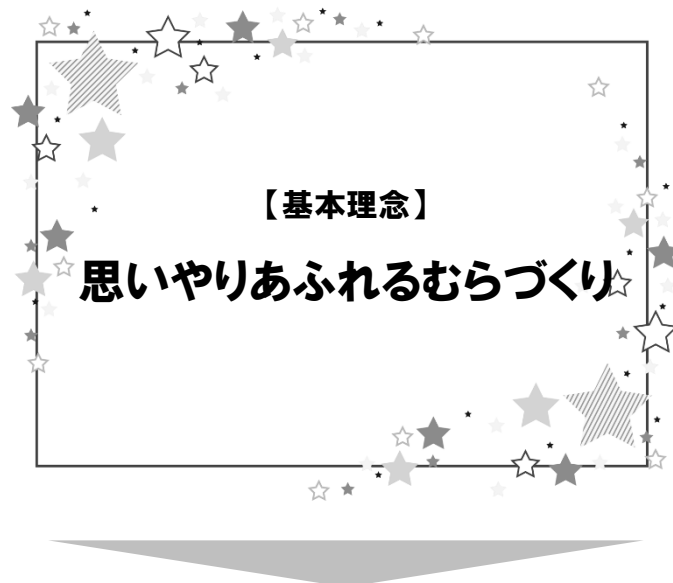
#### (2) 計画の基本目標

基本理念のもと、本計画の基本目標を以下のとおり設定します。

-  基本目標1 思いやりによる地域づくり
-  基本目標2 住民の幸せに貢献する福祉サービス体制づくり
-  基本目標3 すべての住民の安心を実現する体制づくり

### (3) 計画の体系と施策

基本目標を具体的に進めるため、各目標に対し「推進項目」を設定し、効率的な施策展開を進めます。



基本目標	推進項目
基本目標 1 思いやりによる地域づくり	①自らの住む地域に積極的に関わり誰もが認め合う絆づくり
	②福祉意識「いたわり合い」と「支え合い」の向上
	③地域の中に自分の居場所確保
基本目標 2 住民の幸せに貢献する福祉サービス体制づくり	①福祉サービスの情報提供
	②総合的な相談体制の充実
	③福祉サービスの質の向上
基本目標 3 すべての住民の安心を実現する体制づくり	①子育て家庭への支援
	②高齢者への支援
	③障がい者への支援
	④生活困窮者への支援
	⑤災害等緊急時の安心の確保

## (4) 福祉圏域の設定

村内で行われている地域福祉活動には、隣近所から公民館設置区域、村全体まで、さまざまな範囲での活動が考えられます。そのため、小圏域、中圏域、大圏域の3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、効果的な地域福祉活動を推進します。

### ○大圏域

- ・誰が  
:役場、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者 など
- ・何を  
:村内の各地域との連携、専門性の高いサービス提供、総合的・広域的な展開 など
- ・どこで  
:村全体のエリア

### ○中圏域

- ・誰が  
:区長会、民生委員・児童委員協議会、子ども会、ボランティア など
- ・何を  
:行事や地域交流、防災・防犯・見守り活動の体制化、  
小規模・地域密着福祉サービスの提供 など
- ・どこで  
:村内を2つに分けたエリア(中山、尻高)

### ○小圏域

- ・誰が  
:住民、隣近所等(最も身近な単位)
- ・何を  
:地域福祉への自主的な参加、あいさつ・声かけ見守り、  
支援が必要な人の早期発見 など
- ・どこで  
:行政区・隣保班等



## 4. 具体的な取り組み

### 基本目標1 思いやりによる地域づくり

少子高齢化が更に進み、核家族化、価値観の多様化により、地域の住民同士の絆は弱まってきています。しかし、住民みんなが住みなれた高山村で、今後も安心して充実して暮らしていくためには、近所の人のことを良く知っていて、信頼することができ、お互いに困ったときには助け合える関係があることが大切です。実現のためには、地域の絆づくりや福祉意識の醸成、みんなが集まれる場づくりなどを推進していく必要があります。

#### ①自らの住む地域に積極的に関わり誰もが認め合う絆づくり

##### ■高山村の施策

施策	内容
ゲートボール大会、 グラウンドゴルフ 大会（スポーツ大 会）等の開催 高山村文化祭の開催 ナイトウォーク in たかやま の開催	広く多くの住民が参加できる各種大会等を開催することで、地域住民同士の交流を深める場を作り、地域の絆づくりを進めます。
放課後こども教室、 児童館	放課後の子どもたちが集まれる教室を開催することで、子どもたちの地域での友だちづくり・絆づくりを後押しします。
広報たかやまの発行	村の広報紙である「広報たかやま」を通じて、広く住民に対し、地域のイベント情報等を提供することで、地域の交流を促進します。
緑のふるさと協力隊	農山村に興味を持つ若者が、1年間住民として暮らしながら、地域密着型の活動に携わり、住民との絆を深めます。

## ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
ふれあい・いきいきサロン活動の推進	村内各施設で行われているふれあい・いきいきサロン活動を推進するため、各種助成を行います。
高山村社協だよりの発行	高山村社協だよりを発行し、地域での世代間交流やイベント等の情報の情報発信を行うことで、参加者の増加を図ります。
買い物支援事業の実施（赤い羽根）	日常的な買い物に困難を抱える高齢者や障がい者等を対象に買い物や地域交流を推進します。

## ■住民の皆様へのお願い

- ・村や地域のお祭り、スポーツ大会などのイベントに積極的に参加しましょう。また、家族や近所の方など、より多くの人と一緒に参加しましょう。
- ・村の広報紙や高山村社協だよりを普段からよく読み、地域での世代間交流やイベントの情報を積極的に仕入れましょう。（防災無線からの情報も聞いてください。）
- ・普段から、地域で行われているサロン活動等に参加し、身近な人々との交流を図りましょう。

## コラム：高山村の四季のイベント

### 春のイベント

3月	4月	5月
	<ul style="list-style-type: none"><li>・各神社 春の祭典</li><li>・十二ヶ岳カタクリハイキング</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ゴヨウツツジ登山</li></ul>

### 夏のイベント

6月	7月	8月
<ul style="list-style-type: none"><li>・田んぼアート田植え</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各地区祇園祭</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ふるさと祭り</li><li>・関田夏祭り</li><li>・ペルセウス座流星群観察会</li><li>・役原獅子舞</li></ul>

### 秋のイベント

9月	10月	11月
<ul style="list-style-type: none"><li>・各神社 秋の祭典</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・田んぼアート稲刈り</li><li>・十二ヶ岳りんどう登山</li><li>・ナイトウォーク in たかやま</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高山村文化祭</li><li>・尻高人形芝居定期公演</li><li>・イルミネーション点灯</li></ul>

### 冬のイベント

12月	1月	2月
<ul style="list-style-type: none"><li>・名久多教会クリスマス会</li><li>・ふたご座流星群観察会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・とんとん焼き</li><li>・厄除北向観音祭典</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・関田金甲稲荷神社祭典</li></ul>

## ②福祉意識「いたわり合い」と「支え合い」の向上

### ■高山村の施策

施策	内容
思いやり駐車場利用証制度の利用証の交付	県の実施している「思いやり駐車場利用証制度」の利用証の交付を行います。「車いす使用者用駐車施設」の利用対象者に利用証を交付し、同制度の地域での適切な運用を推進します。
群馬県ヘルプマーク交付	県の実施している「ヘルプマーク」の交付を行います。
広報たかやまの発行（再掲）	村の広報紙である「広報たかやま」を通じて、広く住民に対し福祉の情報を提供することで、福祉意識の向上を図ります。
人権教育推進事業（人権標語）	明るく住みよいむらづくりを推進するため、人権尊重について村民一人ひとりが自らの問題として取り組めるよう、日常の暮らしに根ざした啓発活動を進めます。
人権擁護啓発活動	人権擁護について広く住民に興味をもっていただくため、講師を招いての講演会を行います。（吾妻6町村の当番持ち回り）

### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
福祉まつりの開催	広く住民同士の交流を目的とした福祉まつりを開催し、地域への愛着と福祉意識の向上を図ります。
ボランティア活動支援	ボランティア団体の登録や活動希望者の相談、活動紹介を行っています。
高山村社協だよりの発行（再掲）	高山村社協だよりを発行し、地域での世代間交流やイベント等の情報の情報発信を行うことで、参加者の増加を図ります。

## ■住民の皆様へのお願い

- ・地域の現況をよく理解し、課題について普段から考えてください。  
また村や社協の広報紙をよく読んだり、防災無線を聞いたりしながら地域の情報や福祉についての情報を収集しましょう。
- ・村で開催されるイベントやボランティア活動などに積極的に参加しましょう。

## コラム：思いやり駐車場利用証制度について

### ○「思いやり駐車所利用証制度」とは？

この制度は、人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づいて実施するもので、利用対象者からの申し出によって、群馬県が思いやり駐車場利用証を交付します。



そして、この制度に協力していただいている施設の思いやり駐車場に駐車する際に、自動車のルームミラーに利用証を掲示するものです

### ○利用証の対象となる方

- ・身体障害者の方、（身体障害者手帳の等級により交付されます）
- ・知的障害者の方（療育手帳の障害の程度が「A」の方）
- ・精神障害者の方（精神障害者保健福祉手帳の等級判定「1級」の方）
- ・高齢者の方（介護認定を受けた方で要介護度1以上の方）
- ・難病患者の方（特定疾患医療又は特定医療費（指定難病）受給者の方）
- ・妊産婦の方（妊娠7か月～産後6か月の方）

（注1）交付対象となる方は、上記のうち交付基準（思いやり駐車場利用証交付対象者）に該当する方です。

（注2）利用証の交付を受けていない方であっても、駐車場管理者の了解を得て、けがや病気などの特別な事情がある場合に、思いやり駐車場を利用している場合があります。

（注3）利用証の交付を受けた方の中には、内部障害など外見では分かりづらい障害を持つ方もいますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ○利用できる駐車場

ショッピングセンター・飲食店・公共施設など、群馬県と協定を結んだ施設の駐車場でご利用いただけます。対象となる駐車スペースには、「思いやり駐車場」のステッカーが表示されています。



### ③地域の中に自分の居場所確保

#### ■高山村の施策

施策	内容
子育て支援センターの運営	保健福祉センター1階において子育て支援センターを開設し、同世代のお子さんをもつ親同士が交流できる場を提供します。
交流施設「なごみ」の運営	住民の交流の場を提供します。
いぶき会館の運営	いぶき会館の運営を通して、住民の様々な活動を行うための場を提供します。
「さとのわ」の運営	地域の産業と観光、暮らしをつなぐ交流の場を提供します。

#### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
ふれあい・いきいきサロン活動の推進（再掲）	サロンの立ち上げの助成を通じて、住民主体のふれあいの場づくりを支援します。

#### ■住民の皆様へのお願い

- ・村内の色々な活動に、積極的に参加しましょう。
- ・興味のあるテーマで、サロンづくりを積極的に行っていきましょう。

## 基本目標 2 住民の幸せに貢献する福祉サービス体制づくり

福祉サービスも、必要な人にその存在が知られていなければ利用されることはありません。適切な人に適切な福祉サービスの情報が届くよう配慮しなければなりません。

また、住民の生活課題は複雑化・多様化しているため、住民の幸せに真に貢献するためには、必要な福祉サービスを組み合わせる提案ができるような、総合的な相談体制の確保が必要になってきています。更に、その実現のための連携体制は、既存の福祉サービスを越えた、質の高い新しい福祉サービスの創出も期待されます。

### ①福祉サービスの情報提供

#### ■高山村の施策

施策	内容
相談窓口の周知	村ホームページ等を通じて、各種相談窓口の周知を行います。また、近隣各市町村に設置されている県等の相談窓口の周知も併せて行います。
広報たかやまの発行（再掲）	村の広報紙である「広報たかやま」を通じて、広く住民に対し、村で行っている福祉サービスの紹介等を行うことで、福祉サービスの利用を推進します。

#### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
高山村社協だよりの発行（再掲）	高山村社協だよりを発行し、地域での世代間交流やイベント等の情報の情報発信を行うことで、参加者の増加を図ります。
ホームページでの情報発信	高山村社会福祉協議会の事業案内を通じて、提供している福祉サービスの情報を発信します。また、村内のサロン活動や福祉イベント、ボランティアの情報等をホームページ上で発信します。

#### ■住民の皆様へのお願い

- 村や社会福祉協議会の発行する広報紙やホームページから、適切な情報を収集しましょう。
- 村や社会福祉協議会の相談窓口を気軽に利用し、適切な情報収集のために活用しましょう。

## ②総合的な相談体制の充実

### ■高山村の施策

施策	内容
相談窓口の設置・運営	住民の悩みごとや知りたいこと、各種制度の利用に関することなどの相談窓口として、役場の窓口、保健福祉センター（包括支援センター）、あがつま相談支援センター等にて相談を受け付けます。
各種窓口の連携体制の確保	総合計画を始めとした各種計画において庁内ワーキンググループを設置し審議する機会をもつことで、庁内各課との連携体制の土壌を醸成します。

### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
なんでも福祉相談	住民が安心して生活するために支障となる様々な問題を解決するための相談を受け付けます。

### ■住民の皆様へのお願い

- ・村や社会福祉協議会等の相談窓口を、積極的に利用しましょう。

## ③福祉サービスの質の向上

### ■高山村の施策

施策	内容
地域包括ケア会議等各種協議会の運営	福祉サービス事業者同士や、関係各機関との連携体制を構築することで、コミュニケーションを促進し、サービスの質の向上や、新たな課題に対応する新しいサービスの創出を図ります。

### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
関係機関との連絡調整	ボランティア活動の各種団体との連絡調整や、ボランティア活動に関する情報提供を行います。



## 基本目標3 すべての住民の安心を実現する体制づくり

個々の事情にかかわらず、すべての住民には安心して暮らしていく権利があります。その権利を等しく守っていくためには、高齢者や子育て家庭、障がいをもった方など、特に福祉の手が必要な人々に対して、積極的に福祉の手を差し伸べていく配慮が必要です。

また、複合的な理由から陥る生活困窮者への自立支援、地域に点在する災害時に支援が必要な方への支援方法など、住民の安心を実現するためには、新たな課題への対応や、対応方法そのものの工夫も求められています。

### ①子育て家庭への支援

#### ■高山村の施策

施策	内容
児童手当の支給 出産祝金の支給	手当や祝金等の各種助成を通じて、子育て家庭への支援を行います。
子育て支援センターの運営	親の子育てについての学び、子どもとの絆や親同士の交流を深めるための支援を行います。
児童館（学童保育）の運営	昼間保護者等がない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。
要保護児童対策地域協議会の運営	保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会を運営します。
健康診査 予防接種	妊娠中から子どもの成長過程における各種健康診査や、いろいろな病気から子どもを守る予防接種等を行うことで、安心して子育てができる環境整備を行います。
育児相談窓口の設置 育児教室の実施	子育ての不安等を解消するため、保健福祉センター内において、育児相談窓口や育児教室を行います。

専門家による育児相談	発達障がい等の心配があるお子さんについて、専門家による相談窓口を設置し、不安解消に努めます。
福祉医療費支給制度の運用	子ども・母子及び父子家庭等の健康管理の向上と福祉の増進を図る目的で、医療保険等で医療を受けた場合に支払う自己負担分と入院をしたときの食事の自己負担分を高山村と群馬県で負担する制度を運用します。

#### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
ふれあい・いきいきサロン活動の推進（再掲）	村内各地域で行われているふれあい・いきいきサロン活動を推進するため、各種助成を行います。

#### ■住民の皆様へのお願い

- ・村で用意している子育て支援施策を積極的に利用しましょう。
- ・子育て支援センター等でのイベントに参加し、同じ子育ての悩みを抱える人々との交流を図りましょう。

## ②高齢者への支援

### ■高山村の施策

施策	内容
高齢者各種助成事業	在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険サービス以外でも長年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供します。 また、各種予防接種の助成も行います。
福祉バスの運行	自家用車による移動が困難な方でも、住みなれた地域で自立して暮らしていけるよう、事前予約制による福祉バスを村内運行し生活基盤の確保を行います。
高齢者のための高山村くらしの便利帳	高齢者の方が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていけるように日常生活をサポートする情報を掲載しています。

### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
日常生活自立支援事業（再掲）	認知症などにより判断能力が不十分な方を対象とし、福祉サービスを利用するためのお手伝いや日常的金銭管理のお手伝い、書類などの預かりサービスを実施し、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などの生活の支援を行います。
配食サービス事業の支援	村内の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯に対する配食サービス事業を支援することにより、高齢者の健康を維持し、地域での孤立感の解消や地域社会との交流を深めます。
福祉車両貸出	移動が困難な在宅療養者等に福祉車両や車椅子、福祉有償運送サービス等の提供を行い、生活の質の維持を支援します。
車椅子の貸出	
福祉有償運送サービス事業	
寝具等クリーニング利用券支給事業	在宅療養者やその家庭の経済的負担の軽減や在宅生活の維持を図るため、寝具等クリーニング利用券や紙おむつの支給を行います。
紙おむつ等給付事業	

ふれあい・いきいき サロン活動の推進 (再掲)	村内各施設で行われているふれあい・いきいきサロン活動を推進するため、各種助成を行います。
福祉バスの運行 (予約受付業務)	自家用車による移動が困難な方でも、住みなれた地域で自立して暮らしていけるよう、事前予約制による福祉バスを村内運行し生活基盤の確保を行います。
要支援高齢者見舞事業 (歳末たすけあい)	地区民生委員を通じて、在宅のひとり暮らし高齢者に対し慰問金の届けるとともに、見守り活動を行います。

#### ■住民の皆様へのお願い

- 高齢者向けの生活支援のためのさまざまなインフラを積極的に活用しましょう。

### ③障がい者への支援

#### ■高山村の施策

施策	内容
障害者等生活活動支援	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施します。
障害者自立支援給付	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位でのサービス提供を基本としています。利用者サービスを提供する事業者は対等な関係としており、障がい者が自らサービスを選択して、契約を交わした後にサービスを利用する仕組みとなっています。
福祉医療費支給制度の運用（再掲）	重度心身障害者・高齢重度障害者等の健康管理の向上と福祉の増進を図る目的で、医療保険等で医療を受けた場合に支払う自己負担分と入院をしたときの食事の自己負担分を高山村と群馬県で負担する制度を運用します。
福祉バスの運行（再掲）	自家用車による移動が困難な方でも、住みなれた地域で自立して暮らしていけるよう、事前予約制による福祉バスを村内運行し生活基盤の確保を行います。

#### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
日常生活自立支援事業（再掲）	判断能力が不十分な方を対象とし、福祉サービスを利用するためのお手伝いや日常的な金銭管理のお手伝い、書類などの預かりサービスを実施し、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などの生活の支援を行います。
福祉車両貸出（再掲）	移動が困難な在宅療養者等に福祉車両や車椅子、福祉有償運送サービス等の提供を行い、生活の質の維持を支援します。
車椅子の貸出（再掲）	
福祉有償運送サービス事業（再掲）	

<p>寝具等クリーニング 利用券支給事業 (再掲)</p>	<p>在宅療養者である家庭の経済的負担の軽減と、在宅生活の維持を支援するために、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。</p>
<p>ふれあい・いきいき サロン活動の推進 (再掲)</p>	<p>村内各施設で行われているふれあい・いきいきサロン活動を推進するため、各種助成を行います。</p>
<p>在宅長期療養者見舞 事業(歳末たすけあ い)</p>	<p>地区民生委員を通じて、在宅療養者に対し見舞金を届けます。</p>

■住民の皆様へのお願い

- ・障がい者向けの生活支援のためのさまざまなインフラを積極的に活用しましょう。

## ④生活困窮者への支援

### ■高山村の施策

施策	内容
生活困窮者自立支援相談窓口の委託	複合的な理由で陥ることの多い生活困窮の解決のため、総合的な支援を実現する生活困窮者自立支援相談窓口を高山村社会福祉協議会に委託して設置します。

### ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
生活福祉資金貸付制度（再掲）	低所得者等の属する世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。
生活困窮者自立支援相談窓口の運営	村より委託を受け、生活困窮者自立支援相談窓口を設置・運営し、人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

### ■住民の皆様へのお願い

- 何か困ったことがあれば、村役場や社会福祉協議会に相談してみましよう。

## ⑤災害等緊急時の安心の確保

### ■高山村の施策

施策	内容
地域防災計画	災害時に住民の安全を確保するため、「地域防災計画」に基づき災害対応を行います。また、住民が災害時に安全に避難できるよう、必要な情報をまとめた「防災ハザードマップ」を配布し、防災意識の啓発に努めます。
防災ハザードマップ	
個別避難計画	災害時避難行動要支援者について、緊急連絡先や避難支援者の登録を行い、実行性のある避難支援を図ります。
備蓄品の確保	「たかやま未来センターさとのわ」の備蓄倉庫に食料、長期保存水、毛布、マット等の備蓄品を購入し、外部からの救援物資が届くまでの間、避難者の生活を守れるよう環境整備を行います。
防災士資格取得補助金	地域における防災リーダーとなる人材の育成を促進するため、防災士の資格取得に要する費用について補助金を交付します。
災害救援ボランティア活動の啓発	災害時にボランティアによる支援体制が確保されるよう、救援ボランティア活動の啓発を行います。
ボランティアネットワークづくり	ボランティア団体や支援機関との連絡会議を設置し、災害時に一般ボランティアの受け入れ等がスムーズに行われるよう、ネットワークの確立を行います。



## ■高山村社会福祉協議会の事業

施策	内容
被災生活困窮者の生活支援	高山村の策定した「地域防災計画」の指定に基づき、被災により生活困窮に陥った住民の支援を行います。
義援金の募集および配分	高山村の策定した「地域防災計画」の指定に基づき、義援金の募集および配分の事務を行います。
ボランティア活動の支援	高山村の策定した「地域防災計画」の指定に基づき、ボランティア活動の支援及び推進に関することを行います。
災害時救援ボランティア連絡会議への参加	高山村が設置する「災害時救援ボランティア連絡会議」に参加し、村および関係機関と連携した災害対策に努めます。

## ■住民の皆様へのお願い

- 普段から家族や地域の身近な人と、災害などの緊急時の取り決めをしておきましょう。
- 自主防災組織や避難訓練などに積極的に参加しましょう。

## 第2章 自殺対策推進計画

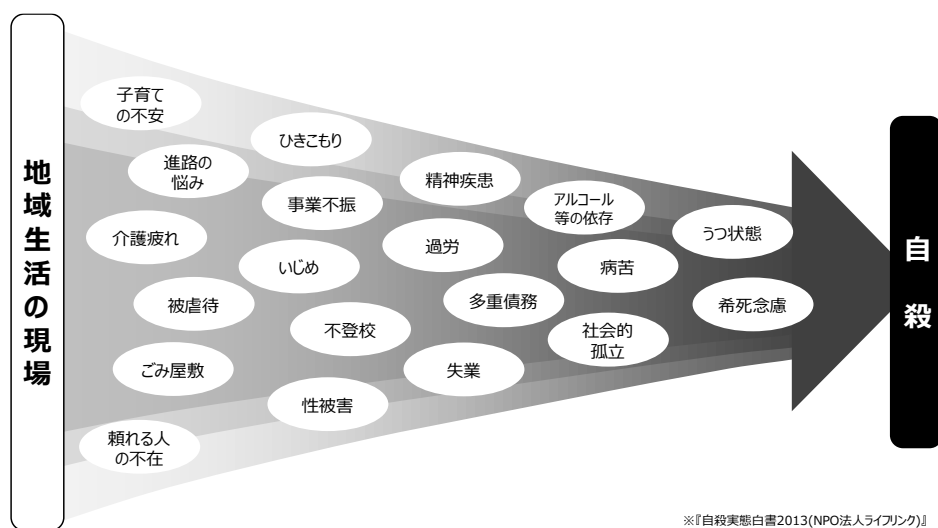
# 1. 計画策定の趣旨等

## (1) 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和 2 年度は自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては 11 年ぶりに前年を上回りました。令和 4 年には男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺による死亡率)は、依然として、G7 諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの状況を受け、本村でも自殺に関する情報収集や現状分析を通じて、本村の自殺の実態と特性に即したきめ細やかな対策に取り組むことで、住民一人ひとりのかけがえのない命を守るため、地域福祉計画の一分野として「高山村自殺対策推進計画」を見直し策定するものです。



※「参考／自殺の要因について」（資料：厚生労働省・自殺の危機要因イメージ図）

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査もある。

## （2）計画の位置づけ

本計画は、全ての住民に対する「生きることの包括的な支援」に取り組むためのものであり、国の「自殺対策基本法」に定められた「市町村自殺対策計画」に該当します。

計画策定には、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、群馬県の「自殺総合対策行動計画」、高山村の最上位計画である「第5次高山村総合計画」の福祉分野や関連各分野に加え、関連のある個別計画等との整合性を確保しつつ策定しました。特に現在の自殺の現状において、原因は様々かつ複合的であることから、本村の福祉分野を総合的に定める「地域福祉計画」と一体的に策定し、既存の福祉施策等を自殺対策の要素を加えて実施することで、効率よい地域福祉と自殺対策の推進を図ります。

### (3) 計画の期間

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」に基づいた、本村の自殺対策を推進するための計画です。この自殺総合対策大綱がおおむね5年をめぐり社会情勢・諸情勢の変化を汲み取り推進状況を踏まえ見直しを行うこととしていることから、本計画も5年を計画期間とします。

### (4) 計画の数値目標

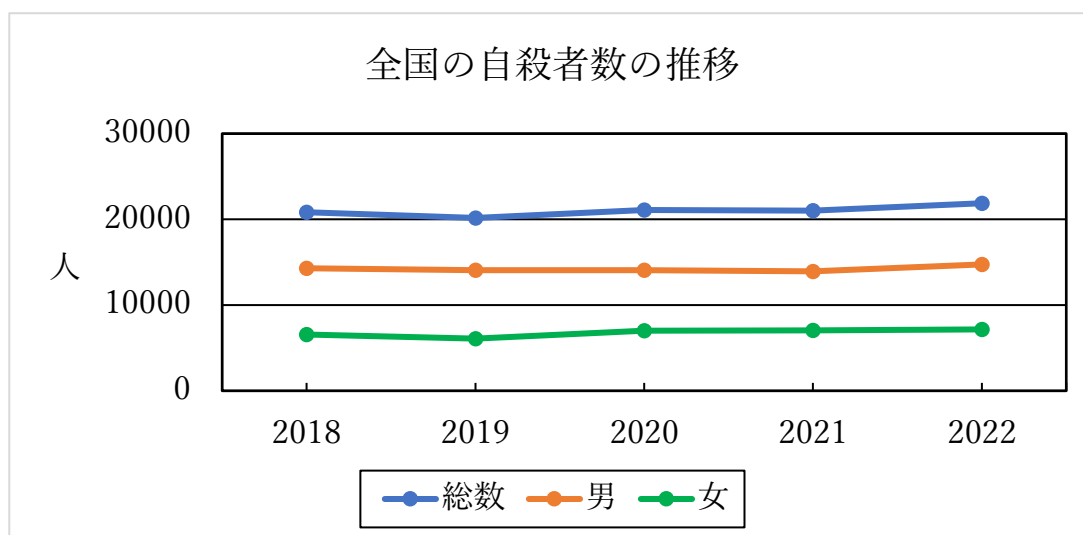
自殺対策推進計画の最終目標は、「自殺総合対策大綱」にも示されている通り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本村においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」の理念をより忠実に具現化させる必要があると考えていることから、本計画の目標を「年間自殺者数0人」とします。

## 2. 本村の現状と課題

### (1) 自殺者数の推移

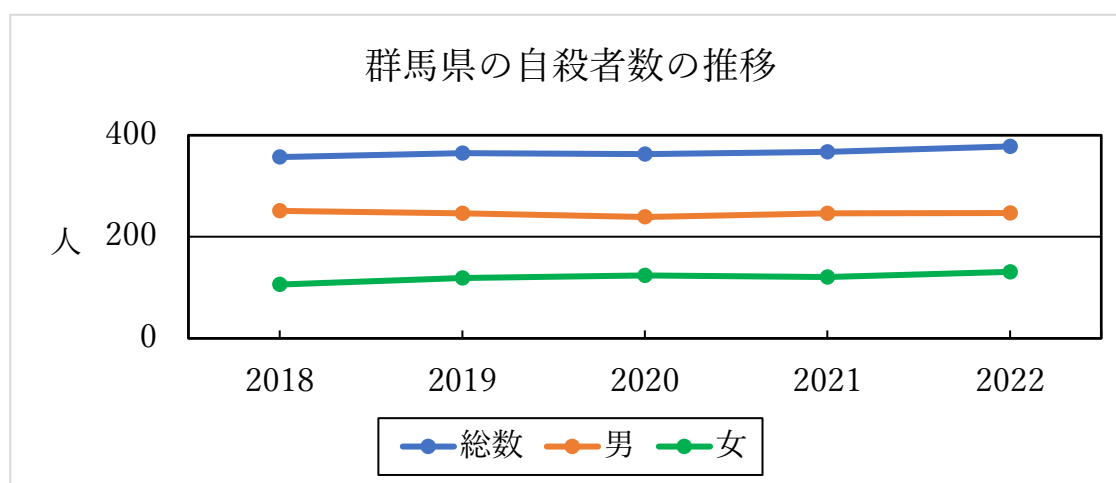
全国の自殺者数は、2019年に減少しましたが、その後は増加しています。男性の自殺者数は女性の約2.1倍となり、いまだに2万人を超えている状況です。



資料：警察庁自殺統計原票データ

群馬県の自殺者数の推移をみると、2019年より増加がみられ、2022年の自殺者数は378人で内訳は男性247人、女性131人でした。

高山村は2018年から5年間で4人でした。



資料：地域自殺実態プロフィール2022追加資料1(JSCP2022)

## (2) 年代別自殺者数

県の年代別自殺者数をみると、40～60歳代の中高年で全体の約半数を占めています。2018年と2022年を比較すると、子どもや若者が減少しましたが70歳以上の高齢者は増加しています。

高山村の年代別自殺者数では、2018年から5年間で30～69歳の年代に4人発生がありました。そのうち50～69歳が3人でほとんどを占めています。

単位(人)

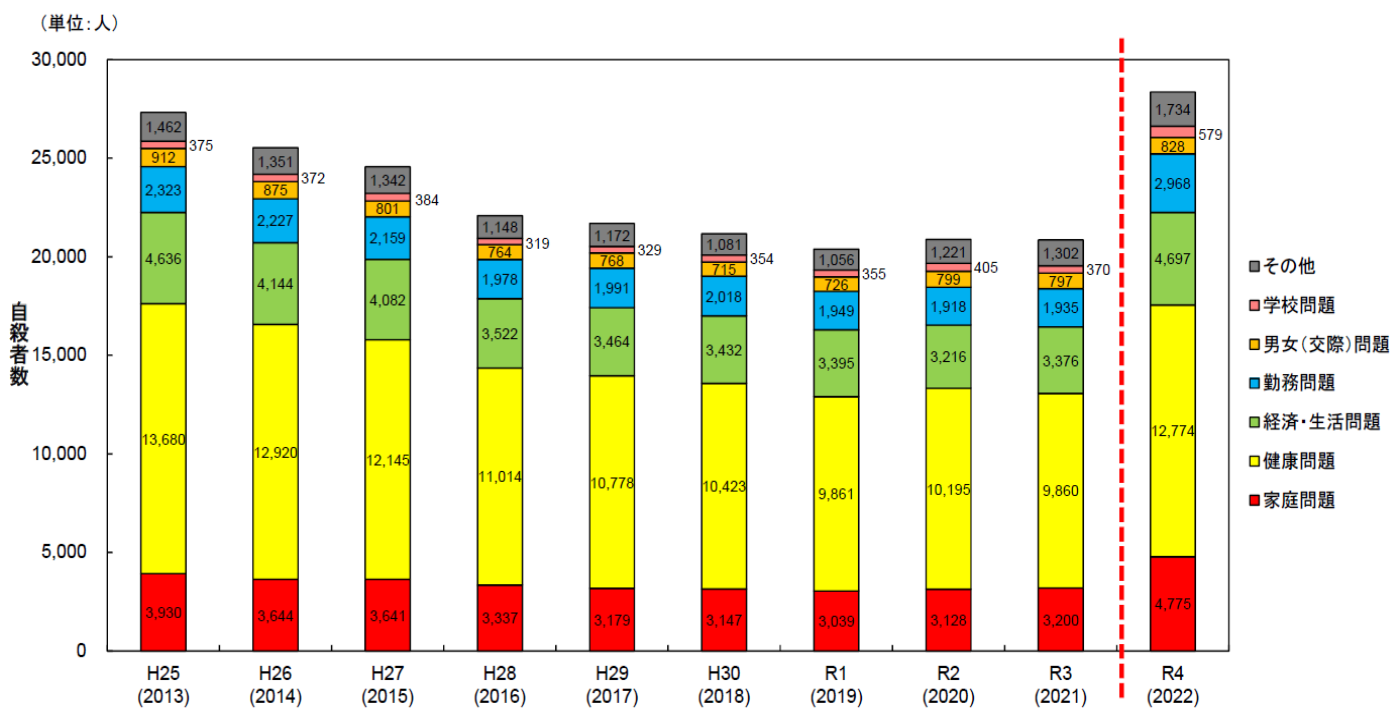
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	対2018年比較
0歳～19歳	12	9	12	7	9	-3
20歳～29歳	45	35	38	50	39	-6
30～39歳	38	32	36	46	26	-12
40～49歳	70	74	79	76	74	4
50～59歳	52	58	61	66	64	12
60～69歳	56	56	46	50	42	-14
40～69歳 (再掲)	178	188	186	192	180	2
70～79歳	54	60	62	51	71	17
80歳以上	36	50	42	36	52	16
不詳	0	1	0	0	1	1
合計	363	375	376	382	378	15

※警察庁WEBサイトより引用

### (3) 原因・動機別の自殺者数の推移

国では、自殺の原因・動機として「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」と続いています。

## 自殺の原因・動機別自殺者数の年次推移



※自殺の原因・動機に関して、令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。

※警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成



#### (4) 群馬県のプロファイル

県の2017～2021年の自殺者1,815人(内訳 男性1,235人、女性580人)の特徴をみると、「男性60歳以上無職同居」が最も多く、11.7%を占め、次いで「男性40～59歳有職同居」が10.5%、「女性60歳以上無職同居」が9.8%となっています。

高山村は、件数が少ないため公表されていません。

自殺者の特徴(2017～2021年)

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	212	11.7%	30.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	190	10.5%	18.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事 の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	178	9.8%	15.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	140	7.7%	101.3	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来 生活への悲観→自殺
5位:男性20～39歳有職同居	131	7.2%	21.0	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

- 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。
- 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

## (5) 本村の前計画の実施状況と課題

### 前計画の実施状況

各施策について年に一度、進捗状況の確認を行い推進してきました。掲載する評価項目 15 事業の実施事業のうち、概ね達成できたのは 14 事業で、達成度合いが低いのは 1 事業でした。

### 自殺状況における課題

本村の自殺対策を検討するにあたり、件数が少ないため課題等に限りが生じています。課題に偏りが生じないようにすすめる必要があります。

- ①「自殺者数の推移」をみると、全国的に 2019 年より増加傾向にあり、村でも発生がみられることから、自殺対策推進がより一層求められています。
- ②「年代別自殺者数」をみると、村では 30～69 歳に発生がみられることから、壮年層への自殺対策推進が求められますが、県で 70 歳以上の高齢者が増加していることから、高齢層への自殺対策推進も重要な位置づけにあります。
- ③「原因・動機別の自殺者数の推移」をみると、全国では、健康問題が 45.1% と最も多くを占め、次いで家庭問題が 16.8%、経済・生活問題が 16.5% となっていることから、多角的な支援が求められています。

### 3. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の基本方針

本計画は、本村における自殺の現状と、国の自殺総合対策大綱の基本方針等を踏まえ、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」とし、以下の4つの「基本施策」に加え、更に4つの「重点施策」に取り組んでまいります。



#### 【基本理念】

**誰も自殺に追い込まれる  
ことのない社会の実現**

基本施策	重点施策
①生きることの包括的な支援（地域におけるネットワークの強化）	①無職者・失業者
②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	②高齢者
③対応の段階に応じた対策	③生活困窮者
④実践と啓発を両輪として推進	④子ども・若者

## 4. 基本施策

### (1) 生きることの包括的な支援（地域におけるネットワークの強化）

自殺対策が効果的に行われるためには、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し推進することが重要であることから、地域で活動する様々な主体や専門家等が連携・協力して対応できるネットワークを確保し、自殺ハイリスク者との接点となりうる色々な窓口との連携・強化対応のための体制を整えます。

施策	内容
自殺ハイリスク者の早期発見体制の確保	高山村民生委員児童委員協議会の適正な運営を行うことで、村内の見守り機能を維持し、自殺ハイリスク者を早期発見できる体制を確保します。 心配ごと相談窓口の運営を通じ、自殺ハイリスク者を早期発見できる体制を確保します。
各窓口の連携強化	高山村民生委員児童委員協議会や心配ごと相談窓口・庁舎内窓口等との連携体制を確保し、課題の共有や連携した支援体制の確保へとつなげます。

### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。様々な分野の施策、人々や組織が密接な連携を図ります。

施策	内容
様々な分野の支援者と意識の共有	自殺の要因となり得る「孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティー等」関連の分野においても、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し連携します。

### (3) 対応の段階に応じた対策

自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

施策	内容
自殺予防月間・自殺対策強化月間の啓発 薬物乱用防止の啓発	毎年3月の自殺対策強化月間・9月の自殺対策予防週間に加え、薬物乱用防止啓発活動等のポスター掲示を通じて、自殺防止や自殺ハイリスク者となりやすい薬物乱用の防止を図ります。
各種相談窓口の周知	国や県・各種団体等の相談窓口の連絡先等を村ホームページに掲載し、周知を図ります。
各関係機関との連携	自殺発生の危険に介入する場合は、個々の問題解決に取り組む支援が必要となるため、対面・電話・SNS 等による対人支援や地域連携を行います。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりえる危機」であることを地域全体の共通認識となるよう積極的な普及啓発を行います。

施策	内容
正しい理解促進の啓発活動	危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実がある。危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを地域全体の共通認識とするよう普及啓発を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況にならないよう広報活動、教育活動等に取り組みます。

## 5. 重点施策

### (1) 無職者・失業者

本村の年代別自殺者数をみると、50～69歳が大半を占めている。この年代の背景にある自殺原因としては、勤務・経営、無職・失業や家庭問題等に関係する悩みの中でうつ状態に陥ることが推定されます。

定年を迎え、職場から離れることで、人によっては社会との接点が希薄となり、孤独を感じてしまう場合があります。また、引きこもりなどにより職を持たない人にとっては、職場という社会との接点がなく、やはり孤独を感じてしまう場合があります。これらの人々の孤独は大きな自殺リスクとなりうるものであるため、社会参加への支援の手を差し伸べることが必要です。

事業名	事業内容
健康診査事業	健康診査におけるストレスに関する自己チェックを実施して、早期発見できる体制づくりを検討します。
こころの健康相談	こころに悩みを持つ方やその家族等が精神科医によるこころの健康相談を開催します。
心配ごと相談	日常生活上のいろいろな心配ごとの相談に応じます。
就労支援事業	シルバー人材センターへの登録希望者を募り、各人の希望と経験・能力に応じた仕事を紹介します。
ゲートキーパーの養成事業	民生児童委員や配食ボランティア及び一般住民等を対象に、ゲートキーパー養成講座やステップアップ研修を開催し、相談対応力の向上を図ります。
自殺対策に関する研修	各種研修に参加します。

## (2) 高齢者

超高齢社会や核家族化の進行などにより、地域には一人暮らし高齢者が増加しています。また、病気や介護、生活困窮など様々な問題を抱えながら社会との接点が希薄になると、周囲から気づかれにくくなる場合があります。県の年代別自殺者数をみると、70歳以上の高齢者の自殺者数の増加が多い状況にあるため、高齢者に対する施策を重点施策として推進します。

なお、高齢者本人への支援に併せて、高齢者を支える家族や介護者等も含めた対策を推進します。

事業名	事業内容
健康診査事業	健康診査におけるストレスに関する自己チェックを実施して、早期発見できる体制づくりを検討します。
こころの健康相談	こころに悩みを持つ方やその家族等に対して、精神科医によるこころの健康相談を開催します。
心配ごと相談	日常生活上のいろいろな心配ごとの相談に応じます。
シルバー人材センター事業	高齢者が持っている経験や知識・技能を活かして生きがいとなり、地域社会に貢献できるシルバー人材センターへの登録と活動への参加を促進します。
高齢者見守り活動	一人暮らし高齢者等、緊急通報システムによる見守りや、民生委員の定期的な訪問活動、配食サービス時による安否確認等による見守り活動を実施します。
生き生き元気の集い	介護予防教室として、座ってできる体操などをして体を動かし心身機能の向上や参加者同士の交流を図ります。
なごみ茶屋	簡単なゲームや工作などをして認知症予防の啓発や、認知症の人とその家族の居場所づくりとして開催し、相談や交流を図ります。
いきいきサロン	高齢者が気軽に集える場として開催し、趣味やスポーツ等様々な活動を通して人との交流を図ります。
老人クラブ活動	老人クラブは会員による自主的な活動組織で、生きがいや健康づくりとなる活動や、ボランティアなどの社会活動等を支援します。

スポーツ大会の実施	高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的としグラウンドゴルフやゲートボール等のスポーツ大会を実施します。
なごみの運営	多世帯交流の場としてなごみの運営を行い、充実に努めます。

### (3) 生活困窮者

複合的な課題を抱えがちである生活困窮者は、自殺リスクも高いことが考えられることから、生活困窮者自立支援相談窓口等と自殺対策に係る関係機関等との連携を図り、効率的に支援を行っていく必要があります。

事業名	事業内容
生活困窮者への対応のある各窓口との連携強化	生活困窮者自立支援相談窓口、税金の督促等を行う税務会計課等、生活困窮者との接点が多いと考えられる各窓口と自殺対策に係る関係機関等との連携を図り、自殺ハイリスク者の早期発見と支援体制の構築を図ります。
生活福祉資金貸付制度（再掲）	低所得者等の属する世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。
生活困窮者自立支援相談窓口の運営	村より委託を受け、生活困窮者自立支援相談窓口を設置・運営し、人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
生活保護に関する事務	生活保護利用者(受給者)の中で自殺を考えている人に対して適宜相談や情報提供を行い、必要な連携を行う。
福祉関係部局との連携	福祉関係部局との連携を密にし、村が提供している福祉サービスの利用者の実態を把握し、自殺リスク者の早期発見とスムーズな支援体制の構築を図ります。

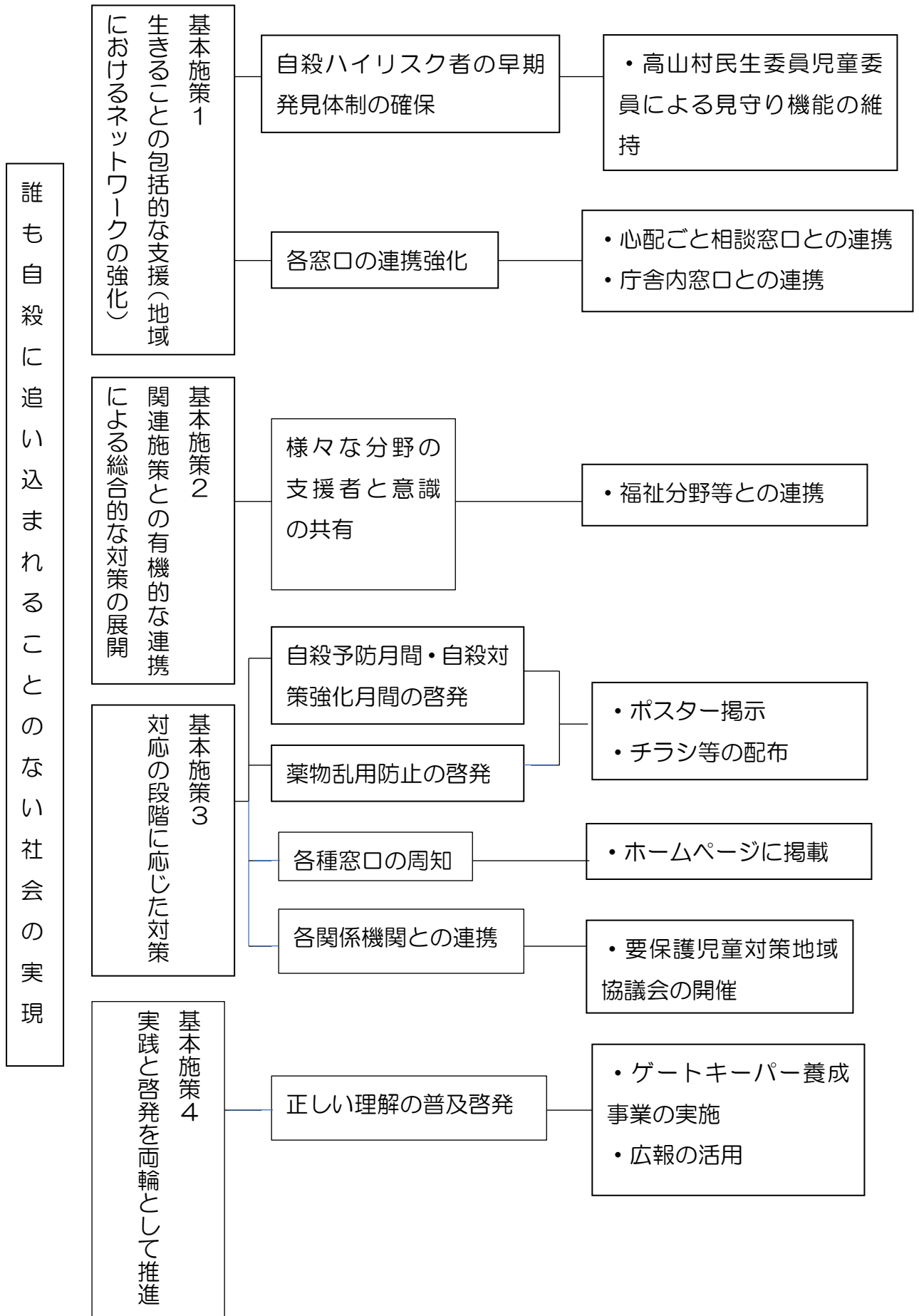


#### (4) 子ども・若者

県の年代別自殺者数をみると、未成年や20～30歳代までは減少していますが、若年層への自殺対策は更なる推進・強化が必要です。

事業名	事業内容
相談機関の周知	チラシ等の配布やホームページ等により様々な悩みに対する相談窓口の周知を図ります。
つぼみ	小・中学校の不登校児童生徒の居場所を提供し、学習支援や再び登校できるように支援します。
高山村要保護児童対策委員会	こどもに関わる地域の関係者が一同に会する高山村要保護児童対策地域協議会において、自殺対策の情報共有など、支援の共通認識を図ります。
小・中学校での相談事業	小・中学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を行います。
産婦健康診査事業	産婦健康診査を2回委託し、エジンバラ産後うつ病質問票を活用した産後うつ病の早期発見・早期治療を図ります。
産後訪問事業	育児不安を抱えやすい時期に、助産師が各家庭を訪問し、保健指導や育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図ります。
子育て支援センター運営事業	子育て中の保護者が安心して楽しく過ごせる場の提供と、育児に関する情報提供や相談業務を行います。
産後ケア事業	産後に心身の不調または育児不安がある方に対し、病院やご自宅で助産師等の専門職による心身のケアや乳房ケアの支援を行います。

# 基本施策の体系



## **第3章 成年後見制度利用促進計画**

## 1. 権利擁護を取り巻く現状

### (1) 権利擁護サービスの必要性

福祉サービスの利用には、利用する人が情報を収集し検討し、どの福祉サービスが適切かを選択した上で契約を結ぶプロセスが必要です。しかし、さまざまな理由で判断能力が十分でない方にとっては、この契約までのプロセスを順序よく行っていくことは、非常に困難です。

また、判断能力が十分でない方は、日常の金銭管理が適切に行えず、その後の生活を支えるための財産を散財してしまったり、判断が適切に行えないため、第三者からの詐欺などにより、財産を奪われてしまったりする心配があります。

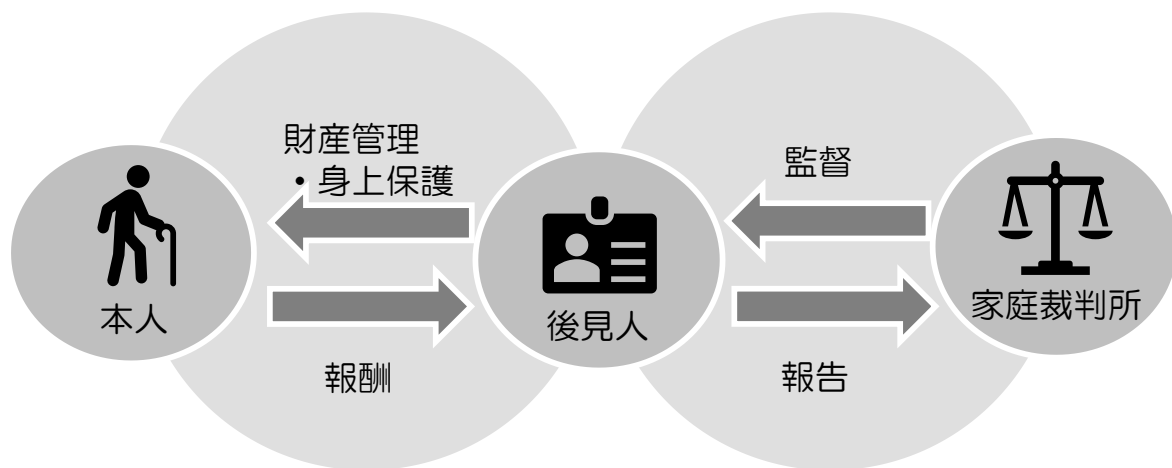
そういった方々が地域で安全・安心に暮らしていくためには、「成年後見制度」に代表される、契約や判断、金銭の決済の判断などを支援する、いわゆる「権利擁護サービス」が必要となってきます。

## (2) 成年後見制度とは

判断能力が十分でない方の権利を守るために、法律的な支援を行うための制度で、援助を行う人のことを「後見人」といいます。

成年後見制度には、判断能力が不十分になる前に本人や家族の意思で後見人を指定する「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって後見人が選ばれる「法定後見制度」があります。更に、法定後見制度には、判断能力の程度により「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

### ■成年後見制度のしくみ



### ■成年後見制度の種類

	任意後見制度	法定後見制度		
		補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力のある方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
申立人	本人・配偶者・四親等以内の親族等	本人・配偶者・四親等以内の親族等 (村長による申立もできます)		
行う判断の範囲	契約で決めておける	申立の範囲内で家庭裁判所が定める		原則全ての法律行為
主な後見人 (参考)	家族・親族等	弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門的な知識を持っている方など		

### (3) 今後の権利擁護サービスを取りまく環境

医療の発達により国民の寿命が長くなった結果、要介護認定者数は増加しつづけることが予想されています。今後は、特に地方においては、判断能力が十分でないひとり暮らし高齢者の方が増加していくことも予想されています。

また、高齢化や核家族化の進行が著しい本村において、地域にはひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢になり体力が低下すると、外出や地域の人々との関わり合いがどうしても困難となり、判断能力の支援が必要になっても周囲から気づかれにくいという課題があります。

更に、「療育手帳」所持者数も年々増加しています。超高齢社会を迎えた現在、福祉サービスの選択や金銭の管理を主に「保護者」に依存している「療育手帳」所持者の、「保護者」もまた高齢化しています。障がいのある子の将来に対する不安は「親なき後問題」と言われており、社会問題として捉えられています。

これらのことから、近い将来、権利擁護サービスの需要は増大することが予想されており、サービスの供給量をいかに増やしていくかが大きな課題です。また、地域で孤立している権利擁護サービスの必要な高齢者をいかに発見しサービス提供に繋げていくか、将来不安を抱えている方の安心をどう確保していくかなども課題として捉えられています。

## 2. わが国の動向

### (1) 法律等の背景

国では平成 28 年に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする「権利擁護サービス」の普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らしていけるためのシステムの整備を進めてきました。

これにより本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進み、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつあります。

しかし、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年度を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があるため新たな基本計画（第二期計画）を定め、更なる施策の推進を図ることとしています。

#### 成年後見制度に関わる法令

##### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第12条第1項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

##### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第23条（抜粋）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

※基本計画対象期間「平成29年度から令和3年度までの5年間」

■第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。多様化するニーズに適切に対応するため更新見直しを実施。

※基本計画対象期間「令和4年度から令和8年度までの5年間」



## (2) 成年後見制度利用促進基本計画

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画は、以下のスケジュールで進行されます。  
また、県や社会福祉協議会の動向とも歩調を合わせ、整合性のある各種施策の整備・推進を行って参ります。

### 第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施		
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
		都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

## 第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
訂等 見直し に向けた 検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の 運用改善等	意思決定支援の浸透 ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 ・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発  ・ 基本的考え方の整理と普及	・ 全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
		—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・ 柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・ 後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・ 保険の普及等事後救済策の検討	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地域連携 ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり ・ 制度や相談窓口の周知 ・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・ 全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
		・ 全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

### 3. 本計画の期間について

本計画の期間は、国の基本計画とあわせ5年間を基本とします。計画の始期は2024年度のため、最終年度は2028年度となります。しかし、計画期間中に社会情勢や法改正等の大きな変化があった場合、必要に応じて、計画の見直しや次期計画の策定を行うこともあります。

2024年

2025年

2026年

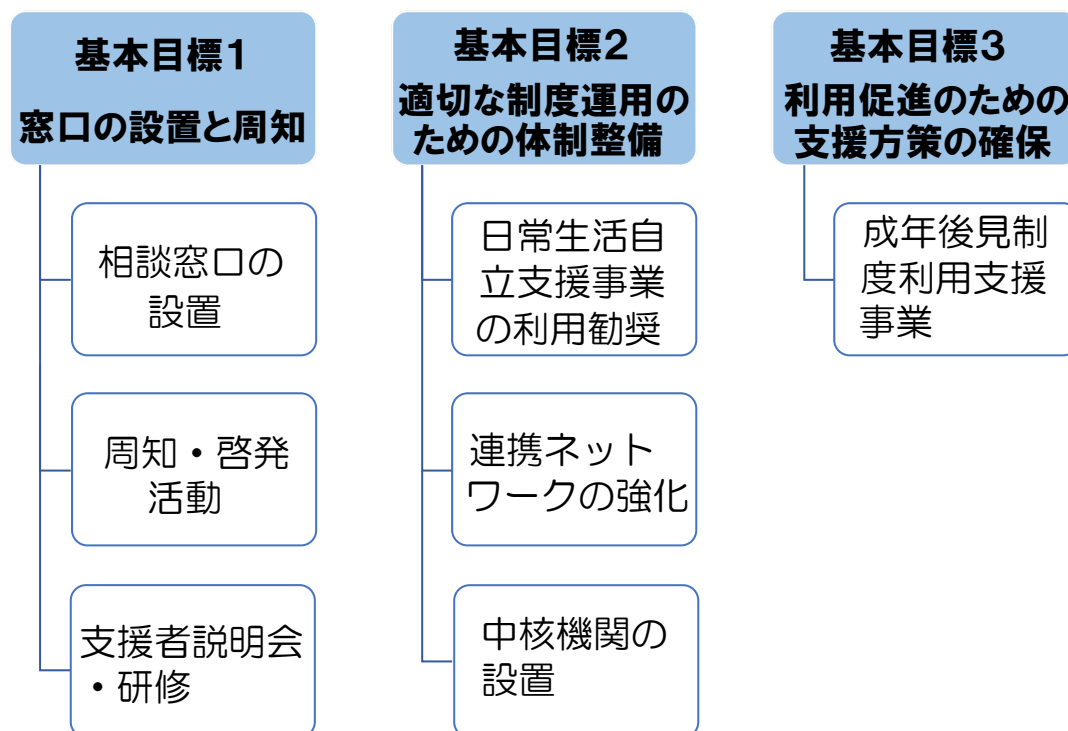
2027年

2028年

高山村成年後見制度利用促進計画

## 4. 計画の体系

計画を円滑に進めるため、3つの基本目標を設定し、更にそれぞれの目標に対して施策を設定します。



## 5. 推進施策

### 基本目標1 窓口の設置と周知

施策	内容
①相談窓口の設置	高山村地域包括支援センター（保健みらい課）にて、成年後見制度の利用相談を受け付けます。また、利用促進のための助成制度の利用勧奨等も同時に行います。
②周知・啓発活動	ポスターやパンフレット、ホームページにて、成年後見制度の周知を行います。
③支援者説明会・研修	相談機関のケアマネージャーや相談員等に対し役割理解のための周知・説明会を行います。

## ■成年後見制度についての問い合わせ先

### 制度の利用や申し立てについての相談

○高山村地域包括支援センター（保健みらい課）

0279-63-1311 平日 8:30～17:15

○高山村社会福祉協議会

0279-63-2075 平日 8:30～17:15

### 法的トラブルで困ったときの相談

○法テラス群馬

0570-078320 平日 9:00～17:00

### 任意後見契約について

○前橋公証人合同役場

027-223-8277 平日 8:30～17:15

## 基本目標2 適切な制度運用のための体制整備

施策	内容
①日常生活自立支援事業の利用勧奨	各相談窓口において、必要に応じ、高山村社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」の利用勧奨を行います。
②連携ネットワークの強化	地域包括ケア会議や日常生活自立支援事業など、成年後見制度の利用者や運用する側に近い組織等への、成年後見制度の利用促進につながる支援を行うとともに、実務者レベルの課題共有・対応組織への段階的移行も視野に入れた支援も行います。
③中核機関の設置	地域連携ネットワークの中心となり、全体のコーディネート役としての役割を担います。

### 日常生活自立支援事業（高山村社会福祉協議会事業）

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

#### ◇利用できる方

高山村在住で、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方

#### ◇サービス内容

##### ○福祉サービス利用のためのお手伝い

- ①福祉サービス利用についての情報提供、相談
- ②福祉サービスの利用、終了手続き
- ③福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

##### ○日常的金銭管理のお手伝い

- ①福祉サービスの利用料金の支払い
- ②家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- ③年金や福祉手当の受領に必要な手続き

##### ○書類などの預かりサービス

- ①通帳、印鑑、権利証など

#### ◇利用料

相談や支援計画の作成にかかる費用は無料。契約後、サービスを受ける場合は有料（1時間 1,200円）となります。

※生活保護を受けている方、または住民税非課税世帯の場合は、利用料の助成があります。

### 基本目標3 助成制度等利用促進のための支援の確保

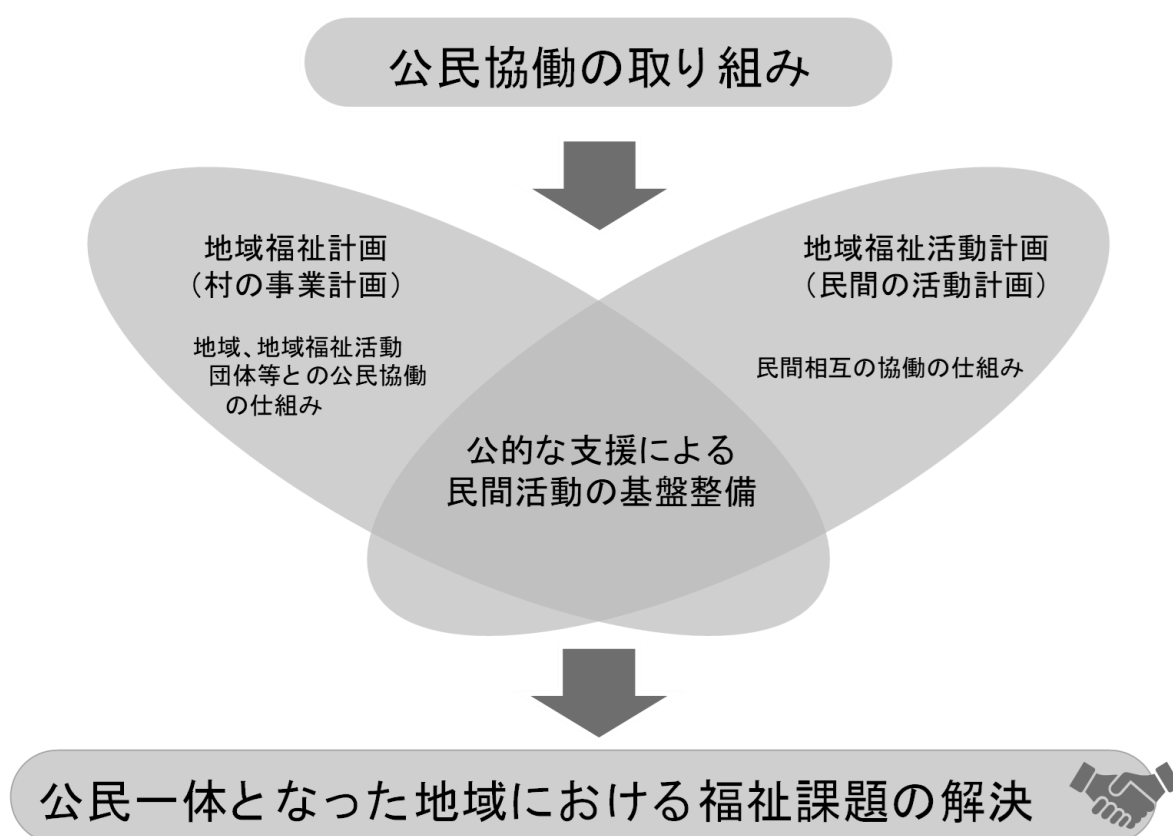
施策	内容
①成年後見制度利用支援事業	一定の要件を満たした住民に対し、成年後見制度の審査請求に要する費用の助成を行うことで、要支援者の自立した日常生活の支援を図ります。

## **第4章 計画の推進と進捗の管理**

## 1. 計画の推進

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、行政だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体も、地域福祉の担い手としての意識を持ち、互いに協働し合って進めていくことが必要です。

このため、高山村による、地域福祉に係る具体的な方向性、住民・地域支援や施策を示す「地域福祉計画」と、高山村社会福祉協議会による、地域の社会福祉活動の推進を目的とした具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、互助・共助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域共生社会の実現”を進めます。





## 2. 計画の進捗及び評価

### (1) 計画の公表

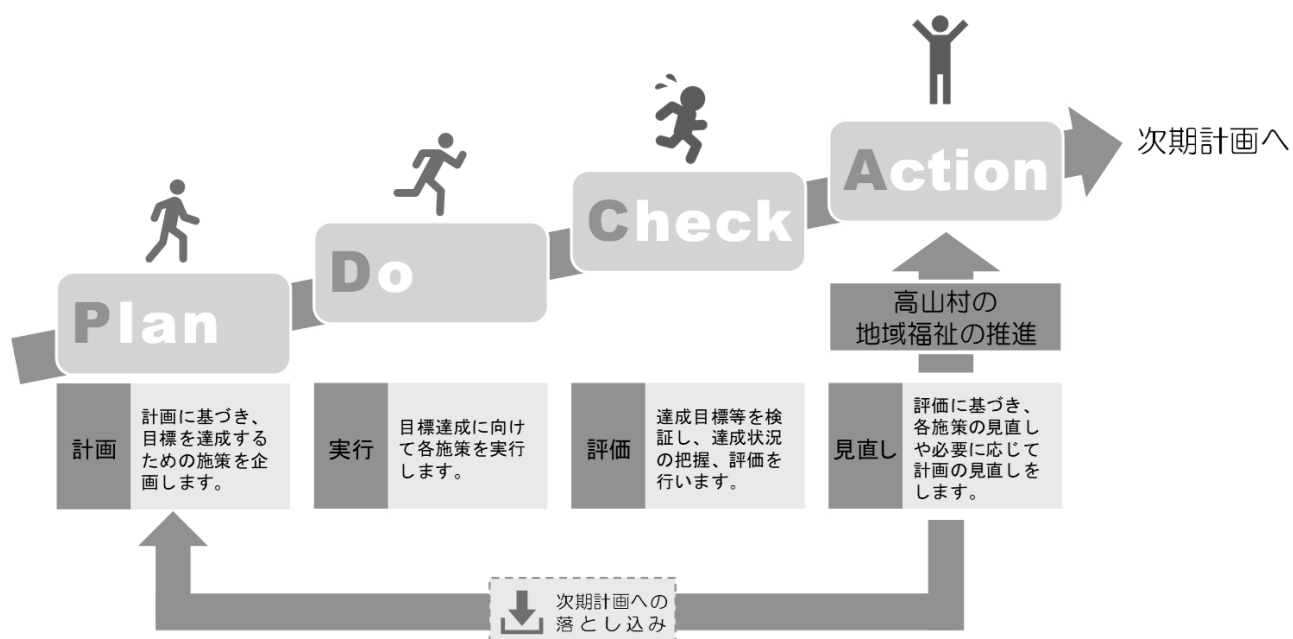
地域福祉を推進するためには、高山村に加え、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体が地域福祉の主人公としての意識を持ち、両計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取り組みについて、共通の理解をもつことが重要です。

このため、高山村及び高山村社会福祉協議会のホームページ等を通じて本計画を公表し、村全体で目指す地域福祉の推進について幅広く周知します。

### (2) 計画の進捗及び評価

本計画は、高山村と高山村社会福祉協議会だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体との協働により推進されるものです。地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、地域関係者、高山村役場関係各課、高山村社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。



## 資料編

## 1. 村内の福祉拠点

### (1) 公民館

名称	住所
高山村いぶき会館（中央公民館）	中山 3410
原住民センター	中山 1758
本宿公民館	中山 654
新田地区集会所	中山 391-2
五領公民館	中山 4059
判形公民館	中山 3378
役原地区住民センター	尻高 3041
関田地区住民センター	尻高 502
戸室公民館	尻高 2702
火の口公民館	尻高 1012
基幹集落センター	尻高 2577-1
北之谷地区住民センター	尻高 1862
熊野公民館	尻高 1369
梅沢集会所	中山 6408-9
茶屋ヶ松集会所	中山 6940-6

### (2) 指定避難所・指定緊急避難場所

名称	住所	電話番号
高山小学校	中山 2795	0279-63-2001
高山中学校	中山 3750	0279-63-2002
高山村保健福祉センター	中山 3410	0279-63-1311
高山村いぶき会館	中山 3410	0279-63-3046
高山村道の駅中山盆地	中山 2357-1	0279-63-1919

### (3) 関係防災施設一覧

名称	住所	電話番号
高山村役場	中山 2856-1	0279-63-2111
吾妻警察署	東吾妻町大字原町 21-1	0279-68-0110
高山駐在所	中山 2409-5	0279-63-2121
吾妻広域消防本部	東吾妻町大字植栗 1174-1	0279-68-0119
東部消防署中之条分署	中之条町大字伊勢町 564-1	0279-75-4119

### (4) 医療機関

名称	電話番号
中山診療所	0279-70-5007
松山歯科医院	0279-63-1118

## 2. 行政窓口一覧

名称	電話番号
高山村役場	0279-63-2111
高山村保健福祉センター	0279-63-1311

## 高山村地域福祉計画・地域福祉活動計画

高山村

〒377-0702

群馬県吾妻郡高山村大字中山 3410 番地  
保健みらい課

TEL : 0279-63-1311

FAX : 0279-63-1310

社会福祉法人

高山村社会福祉協議会

〒377-0702

群馬県吾妻郡高山村大字中山 3410 番地  
(保健福祉センター内)

TEL : 0279-63-2075

FAX : 0279-63-1310